

平成31年 1月10日農業委員会議事録

- 1 開会日時及び場所 平成31年 1月10日 午後 3時05分
第一委員会室
- 2 閉会日時 平成31年 1月10日 午後 3時25分
- 3 委員氏名

(1)出席者

西 茂太郎	中野 喬輔	澁田 正明	渡 孝志
矢野 博昭	安武 泰正	篠崎 正信	安武 昇
宮本 重和	青谷 富彦	木村 一壽	長崎 隆児
原 月江	高原多恵子	阿部 茂典	渋谷 健一
渡 健一郎	安武 正一	青柳 茂	井上 英二

(2)欠席者 (なし)

4 議事に参与した者

事務局長	牟田口政和
係長	藤本耕次郎
係	三原 昌代
農政係	小嶋 勉
農政係	松永健太郎

5 会議に付した事項

- 議案第1号 農地法第5条 (知事)
- 議案第2号 農地法第5条の取り下げ (知事)
- 議案第3号 基盤強化法第19条 (農用地利用集積計画の公告)
- 議案第4号 非農地決定 (案) について

午後 3時05分開会

○事務局長 () 皆さん、こんにちは。新年明けましておめでとうございます。本年もどうぞよろしくお願ひ申し上げます。

それでは、平成30年度1月期定例農業委員会を開催をさせていただきます。

定例農業委員会を開催させていただく前に、本日の出席委員の確認をさせていただきます。本

日の出席委員は20名であり全員でございます。農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、過半数の要件を満たしておりますことから、本会議は成立していることをまずは御報告を申し上げます。

あわせて、議長の指名でございますが、古賀市農業委員会会議規則第6条の規定に基づき、会長が議長を務めていただきますので、以後、進行につきましては、■■会長、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

○議長（■■■■■■■■君） 改めまして、明けましておめでとうございます。昨年は、日本農業界においていろんな災害が起きて、大変な時代やったと思います。ことしも年明けてから、御存じのとおり、特に農産物の輸入関税問題、今後大きな問題になってくるんじゃないかと思っています。ただ、やはり、地に着いた農業をやっていれば、そんなには心配ないと思うんですけど、ただ、何も個人でやれるような事件じゃないものですから大変と思いますけど、発展のために、皆さん頑張ってもらうにやいかんと思っています。その辺は、よろしくまたお願いいたします。

それでは、ただいまから、平成30年度第10回古賀市農業委員会定例総会を開催いたします。

○議長（■■■■■■■■君） 1月期の議事録署名人は、青谷委員と原委員さんでお願いいたします。

○議長（■■■■■■■■君） それでは、日程1、議案第1号、農地法第5条、申請番号1の15、事務局説明をお願いいたします。

○係（■■■■■■■■） それでは、議案第1号、農地法第5条の許可申請、番号1の15について御説明させていただきます。

今回の申請は、申請人が農地法第5条の申請で売買を行い、自己用住宅に転用するという内容でございます。

それでは、位置図の御説明をいたします。議案書の2ページをお開きください。

本申請地におきましては、12月期定例農業委員会にて現地を御確認いただきまして、その現地確認の際に、この隣の筆についても来月に議案上程いたしますと御説明をさせていただいた場所となっております。

今回の申請地は、先月現地で御確認いただきましたが、筵内にあります大根川にかかる太郎丸橋の北東に位置します斜線部1筆となっております。

次に、農地区分の御説明をいたします。申請地の四方は、全て他地目による分断であり、10ha未満の広がりであることから、二種農地であると事務局では判断しております。

次に、計画図の御説明をいたします。議案書の3ページをごらんください。

今回の自己用住宅建築に関する計画が示されておるところでございます。

まず、乗入口に関しましては、北側の前面道路1カ所となっており、こちらから自宅への乗り入れを行います。東側との境界には、今回ブロックを新設いたしまして、南側及び西側の境界にはそれぞれ石積み擁壁を新設する計画となっております。

それでは、雨水雑排水関係について御説明させていただきます。まず、雨水につきましては、建屋の周囲に雨水枡を設け、北側の道路側溝へ排出する計画となっております。

次に、汚水及び雑排水について御説明させていただきます。汚水及び雑排水につきましては、敷地に新設する污水管及び新設の公共枡を通じ、北側の前面道路側溝の污水管へ排出する計画となっております。

次に、切土及び盛土について御説明をいたします。議案書の4ページをごらんください。

今回、切土及び盛土につきましては、まず、A-A'断面からC-C'断面が示されておるところでございますが、C-C'断面につきましては、先月12月の定例会にて御審議をいただき、許可相当と判断いただいた部分でございますので、今回の説明は、A-A'断面とB-B'断面について御説明をさせていただきます。

まず、A-A'断面におきましては、最大54cmの盛土を行います。また、B-B'断面において、最大37cmの盛土及び25cmの切土を行う計画となっております。

最後に、地元水利関係承諾書について御説明をさせていただきます。今回は、無条件承諾ということで、平成30年11月22日付の承諾書の提出がっております。あわせまして、区域委員さんの署名捺印をいただいていることから事務局で受理しております。

説明は以上です。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（ 君） ありがとうございます。ただいま事務局の説明が終わりましたけど、何か御質問ありましたら。

○委員（3番 君） 済みません。区域委員の です。これは、11月22日、筵内の開発委員会におきまして開発が妥当ということで、汚水、雨水何ら問題ないということで許可を下した物件ですので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（ 君） ありがとうございます。ただいま答弁がありましたけど、ほかに御質問ありましたら。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（ 君） ないようでしたら、採決とらせてもらってよろございますでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（ 君） では、議案番号の1号で、申請番号1の15に対して賛成されます方は挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手19/19名〕

○議長（ 君） 全員賛成。ありがとうございます。

○議長（ 君） 続きまして、第5条取り下げについて、申請番号2の14、事務局、説明をお願いいたします。

○係（ ） それでは、議案第2号、農地法第5条の取り下げについて御説明をさせていただきます。議案書の5ページをごらんください。

まず、申請番号につきましては、先月12月の5条の許可申請14番で申請がありました内容でございますので、申請番号を12の14と記載させていただいております。

今回取り下げの申請がっております内容につきましては、先ほど申し上げましたとおり、12月期の定例農業委員会にて申請を受け付けまして、皆様に御審議いただき、素案については許可相当と判断をいただいた内容でございますが、今回取り下げ事由といたしまして、申請者の名義でございますが、申請者名を譲受人の妻に変更するため一旦取り下げをするものでございます。なお、取り下げが認められましたら、近々の農業委員会にて再度議案上程がなされる予定となっております。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（ 君） ありがとうございます。ただいま事務局の説明が終わりましたけど、何かありましたら。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（ 君） なければ、採決とらせてもらってよございませうでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（ 君） では、第2号議案の第5条の取り下げについて、賛成されます方は挙手でお願いいたします。

〔賛成者挙手13/13名〕

○議長（ 君） 全員賛成。ありがとうございます。

○議長（ 君） 続きまして、第3号議案基盤強化法第19条（農用地利用集積計画の公示）について、申請番号1の88から1の104まで、事務局、説明をお願いいたします。

○農政係（ ） 議案第3号の説明に入ります前に、今回議案第3号の案件の中で、 会長と 委員、 委員が関係者になりますことから、一時退席をお願いいたします。

〔 会長、 委員、 委員 退席〕

○農政係（ ） そして、 会長が一時退席の間、進行につきましては、 副会長のほうにお願いしたいと思いますけど、よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）ありがとうございます

ざいます。

それでは、議案の説明に入らせていただきます。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項により、市町村は農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画を定めなければならないとなっておりますことから、今回議案上程いたしました。

今回、新規で9件の利用権設定の申出と更新が7件あっております。また、1件、中間管理事業農地売買等事業が申し出がっております。

それでは、利用権設定の新規申出について御説明いたします。9ページをお願いいたします。

申請番号1の88、所在、今在家雨降、登記簿地目、現況地目ともに田の筆が1筆、青柳町清水町、登記簿地目、現況地目ともに田の筆が1筆、青柳町石原、登記簿地目、現況地目ともに田の筆が1筆、合計面積4,801m²、貸付人、借受人については記載のとおりです。平成31年1月11日から平成40年12月末までの貸し借りとなっております。

続きまして、申請番号1の89、所在、川原植松、登記簿地目、現況地目ともに田の筆が1筆、面積3,458m²、貸付人、借受人については記載のとおりとなっております。平成31年1月11日から平成31年12月末までの貸し借りとなっております。

続きまして、10ページをお願いいたします。

申請番号1の90、所在、川原植松、登記簿地目、現況地目ともに田の筆が2筆、登記簿地目、現況地目ともに畑の筆が1筆、合計面積1,448m²、貸付人、借受人については記載のとおりです。平成31年1月11日から平成31年12月末までの貸し借りとなっております。

続きまして、申請番号の1の91、所在、筵内湯ノ裏、登記簿地目、現況地目ともに田の筆が1筆、面積3,449m²、貸付人、借受人については記載のとおりです。平成31年1月11日から平成31年12月末までの貸し借りとなっております。

続きまして、11ページをお願いいたします。

申請番号1の92、所在、筵内三角田、登記簿地目、現況地目ともに田の筆が3筆、筵内前田、登記簿地目、現況地目ともに田の筆が3筆、合計面積7,190m²、貸付人、借受人については記載のとおりとなっております。平成31年1月11日から平成35年12月末までの貸し借りとなっております。

続きまして、申請番号1の93、所在、青柳村中、登記簿地目、田、現況地目畑の筆が2筆、合計面積620m²、貸付人、借受人については記載のとおりです。平成31年1月11日から平成35年12月末までの貸し借りとなっております。

続きまして、12ページをお願いいたします。

申請番号1の94、所在、青柳鹿場、登記簿地目、原野、現況地目、畑の筆が1筆、登記簿地目、田、現況地目、畑の筆が2筆、登記簿地目、現況地目ともに畑の筆が3筆、合計面積

4,833m²、貸付人、借受人については記載のとおりとなっております。平成31年1月11日から平成33年12月末までの貸し借りとなっております。

続きまして、13ページをお願いいたします。

申請番号1の95、所在、筵内鶴、登記簿地目、田、現況地目、畑の筆が1筆、面積2,249m²、貸付人、借受人については記載のとおりです。平成31年1月11日から平成33年12月末までの貸し借りとなっております。

続きまして、申請番号1の96、所在、青柳町六ノ坪、登記簿地目、現況地目ともに田の筆が4筆、合計面積1,951m²、貸付人、借受人については記載のとおりとなっております。平成31年1月11日から平成33年12月末までの貸し借りとなっております。

14ページの申請番号1の97から17ページの1の103まで更新のため、説明は割愛させていただきます。

続きまして、18ページをお願いいたします。

申請番号1の104、こちらにつきましては、中間管理事業の農地売買事業の案件となっております。所在、新原柴原、登記簿地目、現況地目ともに田の筆が1筆、面積767m²、譲渡人、譲受人については、記載のとおりです。

以上、新規の利用権設定については、全て区域委員及び近隣の区域委員の署名捺印をいただいておりますことから、新規で受理しております。御審議をお願いいたします。

○議長（ 君） ただいま事務局の説明が終わりました。どなたか質問はございませんでしょうか。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（ 君） ないようでしたら、採決してよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（ 君） では、議案第3号基盤強化法第19条（農用地利用集積計画の公告）について、申請番号1の88から1の104について、賛成されます農業委員の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手11/11名〕

○議長（ 君） 全員挙手。議案第3号については承認されました。ありがとうございます。

〔 会長、 委員、 委員 着席〕

○議長（ 君） では、開始します。

○議長（ 君） 議案第4号非農地決定（案）について、事務局説明をお願いいたします。

○農政係（ ） 議案第4号非農地決定（案）について、利用状況調査の結果、既に森林の様相を呈するなど農業上の利用の増進が見込まれない農地、登記地目、田、筆数6筆、登記地積合計5,372m²、所有者数4人、登記地目、畑、筆数126筆、登記地積合計15万3,521.15m²、所有者数47人、合計、筆数132筆、登記地積合計15万8,893.15m²、所有者数51人、農地法第2条第1項の「農地」に該当しないことについて、農地法第30条第1項に基づき議会を求めるもの。

ページ数20ページから25ページをごらんください。

非農地決定（案）の所有者ごとの一覧表になります。右側に番号51番までありますが、所有者ごとの一覧表になります。よって、所有者が51名で、右から大字、小字、地番、登記地目、登記地積の順で1筆ごとに記載をしております。

非農地決定通知であります。8月から9月にかけて農業委員会で実施しました農地パトロールにおいてB分類と判断され、再生が見込まれない荒廃農地について、1筆ごとに農区で確認していただき、支障なしや無回答であった農地に対して、所有者の意向を確認し、所有者が地目変更の意向があった農地について、今回農業委員会に上程させていただいております。こちらについては、昨年と同様の取り扱いとなっております。よって、所有者51名、筆数132筆、登記地積合計15万8,893.15m²の農地について議決を求めるものです。

説明は以上です。

○議長（ ） ありがとうございます。ただいま事務局の説明終わりましたけど、何かありましたら。どうぞ。

○委員（4番 ） 20と21ページは同じものじゃないですか。

○係長（ ） 大変申しわけございません。今の委員の御指摘のとおりですが、20ページ、21ページが同じものをちょっと申しわけありません、印刷してございますので、21ページ以降で御確認いただければと思います。大変申しわけございませんでした。

○議長（ ） よございますか。ほかに何かないですか。考え方によっては、これだけの農地が消えるということですから。何でもいいですから、何かありましたら言ってもらいと助かるんですけど。どうぞ。

○委員（5番 ） 農地から消えるということになると、現況とかそういうのは変わってくるんですか。現況地目は変わるんですか。

○農政係（ ） ただいまの質問でございますが、現況地目ではなくて、登記地目のほうが、今後、登記地目の鑑定によっておおむね山林に変わっていくものと思われま。

以上です。

○議長（ ） 事務局。

○事務局長（ 君） 補足をさせていただきます。農地法第2条ということで議案上程をさせていただいておりますことから、当然現況地目も変わるということで事務局としては理解をしているところでございます。よって、農業委員会が管理をする農地台帳であるとか農家台帳、ここには現況地目、登記地目というふうに2つ並べて記載をして整理をしているものがございまして、その登記地目だけ変わるということではなくて、現況地目も当然農地以外に変わるということになりますので、農地法の縛りから外れるというふうな御理解をしていただければと思います。

以上です。

○議長（ 君） ありがとうございます。何かほかにはないですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（ 君） なければ、採決とらせてもらってよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（ 君） では、議案第4号非農地決定について、賛成されます方は挙手でお願いいたします。

〔賛成者挙手13／13名〕

○議長（ 君） 全員挙手。ありがとうございます。

では、これをもちまして議案を終わります。よろしく申し上げます。

午後3時25分閉会